

【公開用】

平成18年度 第3回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホール5F サンフラワー

平成18年7月5日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会（第3回）会議録

1 開 会

2 平成18年度第3回公共事業等審査会

(1) 事務局からの報告事項

1) 前回審査会からの追加説明（共通）

事務局

本日は、第2回の審査会でご質問をいただいた事項について、まず追加説明をさせていただきますまして、その後、新規事業8件の審査をお願いいたします。その後、今回審査の対象になりました全体の18件についての審査結果の取りまとめをお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

九州の方は大雨だそうです。ここはまだそれほど降っていないですが、やがて降り出すかもしれません。進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今、事務局の方からありましたが、前回ご質問あるいはそのほかのことでご連絡がありました前回説明を受けた8件につきまして、追加の説明がございます。追加資料の最初のページに順番が書いてございます。この順序に従いまして説明を受けたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

2) 道 路

事務局

それでは、追加資料の道建-1をごらんください。

委員から書面にてご質問があった件についての回答でございます。小野藍本線と神戸加東線の接続部について、その交差点形状が航空写真で見るとかなり鋭角になっておりまして、それをもう少し直角に近い形にすべきではないかというご質問がありました。この交差点部を拡大いたしますと、道建-1のようなことになっておりまして、航空写

真よりも直角に近い形で交差させております。詳細設計等をこれから進めていくところでございますので、委員からいただいた意見を念頭に置き、交差点の形状についてはなるべく直角に近い形で交差させたいと考えております。以上が委員のご意見に対する回答でございます。

それから、前回、委員からご質問のありました出生率の件でございますが、確認しましたところ、やはり県別の違いというものは考慮していないということでございます。

それから、県債について数字をお尋ねになったんですが、委員がご指摘された数字そのものはございませんで、平成16年度の決算の書類に歳入として県債の発行額がございまして、これが2,980億円で、そのうち県単独道路整備事業債が328億円でございます。これが公債として発行している額でございまして、歳出としての公債費、元金の支払いにつきましては、平成16年度決算でいいますと2,696億円を返しているという状況でございます。

以上でございます。

会長

委員、よろしゅうございますか。詳細設計はこれからになると思いますが、できるだけ接続が鋭角にならないようにということです。よろしゅうございますか。

委員

どうもお調べいただきありがとうございます。本来でしたら私も資料を見ておくべきところなんですが、今、平成16年度の歳出においての金額をご紹介くださったんですが、歳出総額に占める比率の方をご紹介いただけるとわかりよいので、ちょっとお教えいただきたいんです。大まかな割合で結構ですけれども。

事務局

約13%です。

委員

ありがとうございます。一々こんな細かいことと思われるかもしれませんが、県民の感覚からいたしますと、一体どれぐらいのお金がこういった県民に必要な事業に使われているのかということ、単年度もそうですけれども、少し幅を持った時系列で理解できるような資料もご紹介いただきながら公共事業について考えさせていただけるとありがたいなと思ったので、改めてお尋ねしました。できましたら、今後、可能であれば、毎年の初めに状況をご紹介くださると助かるなと思います。ありがとうございました。

会長

これは道路事業だけの話ではございませんので、事務局として一度当たっておいてください。よろしくお願いいたします。

ほかの委員の方々、道路事業につきまして、追加のご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、次へ移りたいと思います。

街路事業の方、よろしくお願いいたします。

3) 街 路

事務局

前回の説明時に配付資料だけではなかなか概要がわかりづらいところがあるところのご指摘をいただきましたので、事業前後のイメージ図と横断図、現況写真の3点を球場前線の追加資料としてお配りさせていただいております。それぞれの追加資料について説明させていただきます。

まず、街路 - 1 ですが、これは事業前後のイメージ図でございます。上の図が事業着手前の略図です。事業着手前は、営業線と引き込み線が西宮北口駅から山手幹線あるいは球場前線のところまでともに地平にありまして、引き込み線は、阪急神戸線沿いにあります車庫で車両の点検を行うために、例えば今津線から本線・阪急神戸線を経由して車庫に行くルートを確認するものでございます。ですから、球場前線は、営業線、引き込み線ともに地平にございますため、両方で遮断されて、現時点では約5時間弱の遮断時間を持っております。

西宮北口駅でございますが、これは橋上駅になっておりまして、神戸線あるいは宝塚へ行きます今津線、南側にある今津へ行きます今津線ともに地平にございますので、神戸線、今津線のホームは1階、改札は2階という状況でございます。ですから、乗りかえには階段の上り降りが必要となっております。神戸線と今津線は、両方とも地平にありますもので、今津線は西宮北口駅で分断されている、そして乗りかえが必要になっているという状況でございます。

事業完成後は、球場前線の営業線は高架化されます。一方、引き込み線は地平としていたため、球場前の踏切対応となります。結果的に、今津線の今津行きホームが2階になりますので、乗りかえが非常にしやすくなる。そういったことを前回ご説明させていただきました。さらに、このたびの記者発表の中で、10月ごろを目指しておりますが、

ダイヤ改正により、引き込み線の通過車両が、前回一日4本と申し上げておりましたが、10月からは一日2本となるということです。したがって、遮断時間は一日2分ぐらいかと考えておまして、より影響は少なくなったと思っております。

次に、2枚目の横断図でございますが、下の計画横断面図につきましては、前回、踏切が残るようになっていないとのご指摘がありまして、今回、訂正させていただいております。事業完成後も踏切が残ることと、あわせて高架橋が見えますので、それもつけ加えさせていただいております。

最後に、3枚目は現況写真でございます。上が西宮北口駅を南から写したものでございまして、下が逆に西宮北口駅から南方向を写したものでございます。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。どなたかご質問はございませんか。

委員

実際に工事をされるときには、どのようにされるのか。立体的に上に積み上げることになる場合、少しずつされるのか、直上にされるのか、そのあたりを少し……。

事務局

基本的に、引き込み線がございますので、引き込み線を利用すると。すなわち、追加資料の街路 - 1 で申し上げますと、赤の営業線を営業しながらどうやって工事をしていくかという話になりますが、山手幹線沿いの高架のところから引き込み線を利用して営業する、現在あります営業線のところで立体化の工事していくという格好になります。したがって、今津線の方の引き込み線と営業線の間、西宮北口駅の真そばで仮の駅をつくって、そして引き込み線を使って営業する、その間、現在の営業線のところで高架の工事をする、そんなイメージです。

委員

ありがとうございます。工事中の安全を確保する意味でも、かなりややこしそうな場所ですので、よろしくをお願いします。

会長

街路 - 3 の現況写真でいいますと、問題の踏切はどの辺になりますか。

事務局

上側の写真で申し上げますと、「球場前踏切」という手前のところです。

会長

ほかにご覧いませんか。ありがとうございました。では、次へ移らせていただきます。

次に、市街地整備につきましてお願いいたします。

4) 市街地再開発

事務局

よろしく申し上げます。神田町東地区の追加資料についてご説明させていただきます。

まず、再開発 - 1 でございます。都市再開発方針でございますが、前回、画面でお示しした資料につきまして、今回、添付させていただきました。この中で、神戸地域における再開発を促進すべき地区48地区につきまして、再開発 - 2 と3 でお示ししております。この中で、赤字で示しておりますのが市街地再開発事業により整備をすべき地区でございます。事業中が2地区、準備組合が既に設立されている地区が1地区と今回の地区でございます。

次に、再開発 - 4 をごらんください。神戸市全体のまちづくりの中で神田町東地区の位置づけでございますが、画面に第4次神戸市基本計画をお示ししております。これにつきましては、2010年を目標としまして平成7年に神戸市が策定したものでございまして、広域生活圏の中心核として神戸市の重要な骨格となる都市軸の結節点として位置づけられている三宮、元町を中心とした都心と一体となり、既成市街地の中心核として都心の東西に位置づけられた六甲道、住吉、新長田を中心とした副都心、それから都心、副都心を取り巻いて生活圏の中心核として位置づけられた六甲アイランド、谷上、鈴蘭台、西神中央、そして垂水、舞子を中心とした当地区の衛星都心で構成されております。衛星都心として、垂水駅・舞子駅周辺につきましては、再開発事業により、住環境整備や既存商業の近代化を行う地区として基本計画の中で位置づけられているところでございます。

次に、再開発 - 5 をごらんください。当地区の全体計画図でございます。スケール及び半径100mの同心円を記入させていただいております。まず、水色でお示ししている西地区でございますが、駅前広場とあわせてウエステ垂水として完了しております。その中で、赤く着色されておりますのが核店舗でございますジャスコで、もともと地区内にあったものが再開発ビルに入居したということでございます。右側の緑色でお示しし

ております東地区でございますが、これも西地区と同じく、駅前広場とあわせてレバンテ垂水として完了しております。その中で、青く塗っている部分が区役所などの市の施設が入っております。

ちなみに、JR垂水駅は、改札が東と西に2ヵ所ございまして、北へのバス路線が商大筋と長坂垂水線の2系統に明確に分かれておりますので、駅からいわゆる繁華街への歩行者動線を妨げない形として、現在バスロータリーを2つに分けたスタイルを採用しております。

次に、真ん中の赤い縁どりの地区が中央地区でございます。この中で、紫色の点線でお示ししておりますのが西ブロック、黄色の点線が南ブロック、ピンクの点線が東ブロックございまして、オレンジに着色しておりますのが神田町東地区でございます。西ブロックと南ブロックは一体での再開発を想定して、現在も調整を続けている状況でございます。東ブロックのうち、既に耐火建築物に建てかわっている南側のエリアを除いた地区が、今回諮らせていただいております神田町東地区でございます。

なお、線路の南側の紫の実線で囲まれたエリアは、駅前南地区ございまして、再開発事業の検討を行っていく地区となっております。

次に、再開発 - 6 でございます。レバンテ垂水とウエステ垂水の概要でございます。どちらも神戸市施行の再開発ございまして、写真の右のレバンテ垂水の2番館、3番館が平成3年に完成し、1番館は平成12年に完成しております。核店舗として、1番館にはコープ神戸、2番館には先ほど説明した市の施設が入居しておりますが、商業・業務構成や住宅について表の方で整理させていただいております。ウエステ垂水につきましては、西館が平成8年、東館が平成11年に完成しております、ジャスコが核店舗となっております。

再開発 - 7 は、駅前広場の状況がよくわかりいただけるかと思えます。右側の写真の左手の中央あたりに垂水廉売市場の屋根が見えております。

続きまして、再開発 - 8 でございます。歩行者交通の状況について説明させていただきます。まず、垂水駅の乗降客数ですが、2005年の駅別の乗降客数の総覧によりますと、JR及び山陽電車、1日当たりの平均乗降客数はそれぞれ、7万922人、1万1,364人となっております。バスについては、データがございまして、駅乗降客数にアンケートによる交通手段比率を乗じたものをバス本数により東西に振り分けた数字をデータとして記載させていただいておりますが、東が8,000人、西が1万人となっております。

す。歩行者につきましては、平成12年調査の朝10時から夜7時までの9時間の値を青い数字で、平成14年調査の朝7時から夜7時の12時間調査を赤い数字でお示しております。神田町東地区とレバンテの間の南北道路の青い数字と赤い数字で違いが大きくなっておりますが、青数字の平成12年の調査の際にはレバンテ1号館が工事中でしたので、その影響によるものと考えております。また、平成16年調査でレバンテ垂水の1日当たりの来客数が1万1,355人となっております。再開発ビルの今回計画しております商業床につきましては、準備組合の方では4,000人程度の1日当たりの来客を想定しておりますが、これについては十分達成できるのではないかとということが歩行者交通の状況からおわかりいただけたらと思います。

準備組合におきましては、再開発により供給される店舗のうち、通路等を除いた実質の床面積は3,200㎡を予定しております。従前店舗の床面積3,470㎡を下回っており、新たな商業を生み出すようなものではなくて、適正規模の身の丈に合った再開発としたいと考えております。店舗の計画についてですが、現在、駅北一帯は立地がなく地域からの要望が高いファミリーレストランを配置したい、あるいは生鮮食料品の専門店が集まっている生鮮市場を配置したいとか、高齢化社会に向けて対面販売を行うゆったりとくつろげる市場や広場、飲食店などコミュニティ維持を目指した計画としたいという方針で計画を進めているところでございます。ちなみに、再開発ビルの店舗構成につきましては、1階に生鮮食料品25区画ほか物販30区画を用意するとともに、2階については飲食、サービスを20区画用意しております。そのうち2階の3区画から5区画程度は保留床となる見込みでございます。

最後に、再開発-9でございます。B/Cの便益の算出についてでございます。まず、便益でございます。新しく整備される再開発ビルでは、高度な商業や業務活動を行うことができ、住民は快適な居住環境を得ることができることから、これらの便益を再開発ビルの賃貸事業の収益と置きかえたものを域内便益としております。さらに、買い物や就業などの施設が整備されている地域につきましては生活の利便性が高く、道路が整備されている地域は交通利便性が高く、また歩行者空間や広場などが整備されて生活環境が良好な地区は快適性が高く、地価水準も高いということから、収益性、利便性、快適性の水準を地価水準の上昇分に置きかえたものが域外便益の考え方となっております。費用につきましては、域内のすべての宅地、建物を買収した費用を用地費及び建物買収費として、市街地再開発事業における調査設計計画費、土地整備費、補償費、建築物整

備費を施設整備費として、事業完成後の道路の維持管理費を施設の維持管理費として、それぞれ計上しております。以上から、B/Cにつきましては2.47を算出しているところでございます。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問はございますでしょうか。

委員

既にウエステ垂水とレバンテ垂水ができているとのこと、これができて後、短いですが、地価の上昇があったのかについて、参考までに教えていただきたいんですが。

事務局

ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

委員

再開発 - 1 でたくさんの地区が上がっておりまして、それがだんだんと選定されていく図式になっているかと思いますが、こういう開発のノウハウにつきましては、ずっと県の方で出席されて、今回のような新しい開発に対してはどのような指導体制をとっておられるのか、専門的な、経営コンサルタント的な方も県にはいらっしゃるのか、そのあたりを少し……。

事務局

48地区すべてが再開発事業ばかりで整備するわけではなくて、この中で再開発事業をやろうとしているのは4地区でございます。これにつきましては、都市計画の方でこの地区を決定しておりますので、その決定する際には、こういった状況の地区はどこかということ由市町の方と相談しながら地区を抽出すると。今後の事業に当たりまして、おっしゃるような事業コンサルタント的な人間は、今のところ県にはおりません。

委員

そのあたりも大事なことかと思いますが、これが成立するまでに100%同意を得る必要があるのではしたか。

事務局

再開発事業につきましては、100%の同意ではございません。地区の権利者の数と同

意者の面積との関係から、全部で3分の2以上の同意があれば組合の再開発は可能となっております。

委員

全部賃貸というご計画のようですが、商店とか、実際にここを所有しておられる方も多いのではないのでしょうか。そのあたりの方はどうなるのか。

事務局

もとの場所で賃貸しておられる方ですか。

委員

建物としましては、すべて賃貸ということで計画をしておられるようですね、再開発-9をみますと。

事務局

便益の方は賃貸で仮定しておりまして、実際に今回計画している建物につきましては分譲になります。ですから、住宅につきましては分譲住宅になります。

委員

この組合施行の再開発については、反対ではなくて、大いにやってほしいという気持ちはあるんですけども、費用便益比の出し方でちょっと気になるのは、域外便益というのが物すごく大きいんですよ。域外をどれだけ広げるかによって、広げれば広げるほど、地価がこれによって影響されて上がると仮定したら、物すごいことになりますね。本来は、ここの地価がどのくらい上がるのかということだけでいいのかなと思うんですけども、こういう手法なんでしょうけど、何か便益比を上げるための手法を考えたのかなと、ちょっと不思議な気がしますね。この建物が建つことによってその土地の評価が上がるという、それが便益だということだったら、だれでもわかるんですが、周りが上がるという。それなら、周りが利益になって、そのものの利益とはちょっと異質かなと思います。しかし、手法がそうなんでしょうから、これを出されたことは間違いだとは申しませんが、またこういうことを一度議論していただいたらいいのではないかと思います。

事務局

委員おっしゃるとおり、これは全国统一した手法なんでございますが、公共事業という立場から、その地区に限らず、少し広目にとっているのかなという気がいたします。

会長

域外の区域は、大体どの辺まで考えておられるんですか。

事務局

半径10kmです。

委員

歩行者調査とかをなさっているわけなんですけど、私ここの駅をおりたことはないんですけども、北側には、ウエステですか、西の方に駅前広場があって、こちらに近い方には歩行者がアクセスできるような道になっているのかどうか。といいますのは、歩行者の確保というよりも、最近では車のアクセスを考えておかないと、商店といいましてもなかなか発展しないと思うんです。前回は聞きましたけれども、例えばウエステとか、ジャスコとか、駐車台数がどの程度確保されていて、駐車料金がどれだけ、何時間が無料であってとか、そういうところも非常に大事なところであろうと思います。そのあたりは十分ご調査の上でのことであろうと思いますけれども、単にこういう広域のネットワークですか、アクセスの将来計画図を示されるだけではなくて、具体的にどれだけの人口がここへ集まってくるか、歩行者並びに特に自動車族のアクセスをご検討いただいでおくことが非常に大事なことかと思えます。

委員

私、垂水に住んでいますので、しかも今の半径10kmには確実に入っていますので言いますと、垂水は割にバスの便がいっぱい出ていまして、したがって車で送り迎えというのは比較的少ない。多分委員がおっしゃったのは一般の市街地の中では車が多いということなんでしょうけれども、私なんかも垂水に出る場合はできるだけ車を使わない。使ったら、どこでとめていいかわからないということで、ジャスコの下とか一部あるんですけども、あとは海岸へ持っていかないといけないので、余り皆さん使わない。

逆に、便利にしたら、車をどんどんどんどん使って、今の本来の環境対策にマイナスになる感じがするので、私は、無理やりにたくさん駐車場はつくらない方がこれからのまちづくりにはいいのではないかと、むしろ公共交通機関をどんどん便利に使えるように、今はもう既にそうなっていますので、そちらを促進する方がいいかなと、そんな感じがいたします。私、当局ではありませんけれども、住んでいる関係で、垂水へ娘なんか来てもバスで上がってこいやと言いますので、余り車は使わないですね。

会長

いろいろな立場からのご意見が出ました。

委員

都市再開発方針のことを丁寧にご説明くださったんですが、今回の事業というのは、恐らくこれまで幾つかやられてきた中で比較的後の方というか、既に何件かされていると思います。例えば私の知っているのというと、六甲道なんかはもうできたのは間近で見ているんですが、ここにご紹介くださった範囲のもので、初期のものは何年ぐらいから始まって、現在どこまでいっているのかということをお教えいただきたいです。

それから、既に本格的に市街地再開発で整備されているところの、やった上での問題点とか課題が1年ぐらいでも出てくるところがあると思いますので、そういったものが今回の垂水に何か生かされたり、考慮されている点があるとすれば、それをちょっとご紹介ください。

こういうことをお尋ねするのは、毎回、単発での判断ばかり強いられているので、蓄積の上でのことをちょっと知りたいので。

事務局

再開発事業を予定しております4地区につきましては、昨年この審査会で審議していただきました三宮周辺の旭通4丁目地区は、ディベロッパーがまだ決まっておりませんので、未着工でございます。それと、中山手につきましては、現在、事業が鋭意進められているところでございます。それから、新長田駅南は、震災復興事業でございます、平成21年を目途に事業を進められているところでございます。残りは、今回の垂水の駅前地区ということでございます。

委員

そうではなく、既にできているものがありますよね、ここにあるもので。そういったものについて……

事務局

48地区全部についてですね。

委員

全部というか、そもそも最初に着手されたのはいつごろで、何なのかということ。私が見ている範囲で存じ上げているのは、例えば六甲道なんかはほぼできているという気がするんですが、そういったものについて、着手なり計画のときに考慮されたものに、

実際に着手して事業が展開しているときにいろんな問題とか課題が出たと思うので、そういうものがその後どんな形で生かす工夫がされているかということについて、ご紹介をいただけたらということです。

事務局

六甲道につきましては、震災復興事業として震災後から市施行でなされてきた地区でございまして、これは平成16年ですか、既に完了しております。

委員

具体的に言うと、これぐらいのテナントが入るだろうと思ってつくってみたら、実は入らなかったとか、あるいは交通アクセスに関して想定していたものにこういった差が出たということは、1年ほどたてばわかる部分があると思うんですね。そういう意味で、ここにご紹介くださった事例、本日お配りくださった資料の中の例えば再開発 - 3 と再開発 - 2、これが一体何年ごろでどれぐらいの状況、着手されてもう走っているのかということもわかりたいし、そういうものを参考にしながら、この審査会でもこの事業が適切かどうかということを考えたり、こういうところは変えてくださいということを申し上げるべきではないかなという意味なんです。ちょっとわからないですか、言ってる意味が。

事務局

恐らく48地区について、いつ始まって、いつ終わって、それぞれの地区がどういう状況だったのかというご報告をしなければならないのかなというふうに思うんですが、そういう意味ではないんでしょうか。

委員

そういうことじゃなくて、そういうことについて把握されているかどうかについて、まず教えていただきたいということです。それはなかなか大変なことだと思いますが。

事務局

もちろん、うまくいかなかったという点については、これまで把握しているとは思いますが。

委員

その辺だけでもご紹介くだされば。こういう点は次は変えた方がいいなというお考えの部分があるのであれば。

事務局

今回、先ほどもちょっと申し上げましたように、その反省に立ってかどうかわかりませんが、店舗面積等につきましては、新たな保留床をたくさんつくってたくさんの新しい人を呼び込むような形じゃなくて、既にそこで商売をされている方を中心に、高齢化社会に向けた店舗構成をやっていきたいという地元の考え方にのっとってやっているところでございます。

委員

多分そうだろうなと思いますので、逆に今後のお願いなんですけど、私が参加させていただいた範囲だけでも何件かこういった事業が出てきていて、着手したのもあれば、しないものもありますし、判断させていただくときに、以前のこういったタイプの事業がどのような展開をしているかとか、成果をもたらしているかということ参考をしながら判断させていただくのがしかるべきというか、委員のようにいろいろ実感がある方がいいんですが、私もわかる範囲でしかわからないんですけども、公共事業をやられる以上は、そういった点で一定の資料の蓄積をしていかれる方がよいと思うんですね。

案件が出たから、審査しました、そのときはいいと思ったけれども、ということがあつた。やっぱり、一旦ゴーサインを出した事業がその後どうなったかということについても、そんな詳細でなくても、少し意識的に、少なくとも市街地再開発というのはずっと続くわけですし、これまでもあったわけですので、何かメルクマールになるような、最近ではベンチマークというんですか、テナントのこととか、交通アクセスのこととか、反省点やよかった点を次の事業に活かしていけるような何かシステムをつくっていただけたらということと、そういう資料をご紹介いただけたらと助かるなというところなんです。

会長

次も出てくると思いますので、そのときには、阪神、神戸、播州を合わせまして全部で100地区ぐらいありますか、これを全部挙げろというのではなくて、少なくとも、現在上がっております以外のものが着手しているのか完了しているのかぐらいは丸をつけていただけたらと思います。これは次のときに資料をお願いします。

委員

細かく全部紹介しろということではなくて、代表的な例とか、関係ありそうなものとか、類似したものをご紹介くださるだけで十分だと思うんですが、今後のことをお願いしておきます。

事務局

わかりました。

委員

今の委員のご意見に私も賛成で、この間の発言にも重なるのだらうと思います。

それともう一つ、質問で、これまでに出了たかもしれませんが、ここは地権者の方たちが中心になって組合をつくってやっていたら、ほとんど商業地域であつたし、そういうことに土地が還元されるようすけれども、こういう事業をやるときに、土地の高度利用化を活かして公共サービスを供するような空間を一部とるとかということは考えられないのでしょうか。とても便利なところなので。

会長

道路、緑地等もありますし、それだけではなくて、保育所とか区役所の出張所とか、いろいろあると思いますが。

事務局

既に東側のレバンテ垂水の方には、公共サービスとしましては垂水の区役所、それから勤労会館、図書館が準備されているところでございます。

委員

今、少子高齢化で、駅前に保育園というのは若いお母さんたちの非常に大きな要望だらうと思います。こういうところに保育園があつたら、子育てに積極的になれるかなという感じじゃないでしょうか。

委員

そこでいったら、保育園だけじゃなくて、むしろ高齢化に際して、今後、デイケアセンターなんかのスペースが小刻みにというか、小さな単位の地域にあることが望ましいようになっていくと思います。いつも思うんですが、高層住宅ということは、面積的には小さくても、非常にたくさんの世帯がそこに住まうことになると思いますので、そういう意味で、ちょっと意識的に公共サービスについての空間を確保するというのは、事業費の負担が公共事業として進められる以上、今、委員がおっしゃったようなことを、もうできかけているとしても、入れておいていただく方がいいんじゃないかという気がします。すべて分譲・販売してしまうのではなくて、横にあるとはいえすけれども、世帯数にしたら 146戸はかなりの戸数だと思いますので、今からではあつても、その点もぜひ入れていただけたらと私も思います。

会長

次の県営住宅にも同じ問題が出てくるかと思いますが、これはぜひ今後とも考えていかなければならないと思います。

委員

ここは対面販売をするような店舗を置くといったコンセプトがあると。これは非常に重要なことだろうし、商工部あたりとよく連携をとってやっていくべきだろうと思うんですが、それは一つの大きな特徴ではないかと思うので、それこそ特筆しておいた方がいいんじゃないですか。

事務局

ありがとうございます。従前の廉売市場がそういう方法でやってきていまして、評判が高いということで、それを続けたいということでございます。

委員

既に出たのかなと思うんですが、先ほど分譲とおっしゃいましたね、146戸ですか、その見通しなんです。見通しがあるから事業をされるんでしょうけれども、その辺はどうなのか。その意味で、参考までに既にレバンテとウエステを合わせて500戸ぐらいと。これはほとんど分譲かと思うんですが、この分譲結果が、時々、売れずに事業が苦しくなるような話も聞くので、その辺はどうなのかということ。

それにあわせて、もし今わかればですが、新長田で震災復興の再開発をして、あそこで状況が厳しいという話が一時期ありました。現在はどうか。その兼ね合いで、この垂水はどういう見通しを持たれているのか。そのあたり、少しご説明をお願いします。

会長

関連して、去年既にディベロッパーが内定しているようですが、どういう会社かということは聞かなくてもいいですが、それと今の分譲ないし賃貸の関係、あるいは組合との関係をご説明いただいたらと思います。

事務局

この地区につきましては、146戸のうち30戸が従前権利者になっております。残りの116戸は、保留床ということで分譲する計画になっております。

販売状況でございますが、平成16年2月から平成18年までに4地区、少し北の五色山とか旭が丘のあたりで4件、戸数にしますと200軒強になるんですが、それらにつきましてはすべて完売しておりますので、この地区についても恐らく完売できるのではない

かという見通しを持ってやっております。

新長田につきましては、既に従前人口を上回る入居者が住んでおられるということで、まだ処分計画が決まっていない地区につきましては今後も鋭意進めていきたいというところでございます。

委員

レバンテとウエステはどうですか。

事務局

完売しております。

委員

そんなに時間がかからずにとのことですか。

事務局

そうですね。

委員

中古でたまに出るんですが、結構値が高いですね。人気はまだある。これも、何年かたったら老朽化していくかもしれませんが、新耐震ですし、古い建物ではありませんので、かなりうまくいくというふうに私は直感的に思います。私の娘が明舞団地にひとりで住んでいるんですが、今度こっちへ申し込めと言うたろうと思うぐらいでありまして、しかもこの中央の地区が完全に再開発されたら、東と西がつながりますから、いわゆる都心に近いようなにぎわいがあるだろうと思います。垂水の場合、すぐ前が海ですから、ここに集まらざるを得ない。そういう、分散じゃなくて、むしろ集中するような地域ですので、これは大丈夫だろうと、そんな感じがします。私も、本当は娘に買えと言ってやろうと思っているぐらいです。ただし、独身ですので少子高齢化には役に立たんのですけれども、そういう感じでございます。

会長

去年のは最後に売れ残ったらディベロッパーが処分するという話だったのですが、こちらはそういうことはないんですか。

事務局

一応ディベロッパーが参加組合員として入る予定で進めておりますので、そちらの方が全部持つということになります。

委員

今までの議論と多分関係すると思うんですが、県が出す補助金は6分の1ですね。最終的なリスクは組合が全部負うと思うんですけれども、県が出す補助金のうち、県が実際に事業として担当することがあるんでしょうか、ないんでしょうか。全部組合任せなんですか。

事務局

そうです。全部組合が執行する分について県が補助を出すことになります。

委員

わかりました。今までの議論で住宅が埋まるか埋まらないかといったことは、組合が全部リスクを負うということになっているわけですね。

それともう一つは、この事業を補助金を出して組合施行でやるわけですから、県が中身をどの程度口出しできるのかということについて確認しておきたいんです。

事務局

今後、この事業審査会で了承していただきましたら、都市計画決定をすることになります。その後、準備組合の方で計画をまとめて資金計画をつくって、来年度になりますが、それが妥当なものかどうかということは、知事の権限で事業認可という運びになります。その上で権利変換計画等の作業に入っていくわけですが、ですから、事業認可の際に事業の内容につきましているいろいろ精査させていただくということになります。

会長

まだいろいろご質問もあろうかと思いますが、時間が超過しております。最後にご質問いただくことにしまして、次の県営住宅に入りたいと思います。

5) 県営住宅

事務局

県営住宅に関してご意見をいただきましたことについてご説明させていただきます。

まず、委員から県営住宅の総ストック数というご質問がありましたことについてご説明いたします。

平成17年現在、公営住宅全体で、県営住宅が5万5,000戸、市町営が8万1,000戸、トータル13万6,100戸のストック数がございます。これは、比率で申しますと、県営が4割、市町営が6割で、ここ数年間はこの比率を維持してやってきております。

10年後の平成27年の公営住宅のあるべきストック数を算出しようとしたものが画面に出ております。ここで、潜在的公営住宅需要世帯という言葉が出てきます。潜在的公営住宅需要世帯と申しますのは、最低居住水準未満、4人世帯であれば専用面積50㎡以下の水準未満世帯、あるいは老朽家屋、危険住宅、大修理が要る、そういった住宅の入居者で、かつ公営住宅需要層収入基準以下の階層に属する人を算出したものでございます。民間借家、これは等が入るんですが、社宅とか寮とか、そういうたぐいのものを全部入れますと県下に59万戸ございまして、そのうち4万近くの潜在的公営住宅需要世帯のうちの約3分の1を公営住宅で受け持とうという考え方でございます。それが1万3,100戸という数値になってあらわれてきているわけです。

それから、既存の公営住宅入居世帯12万4,000戸と合わせた公営住宅需要戸数は、現在13万7,100戸あると把握しております。これを、10年の間に、真ん中に書いておりますように、収入超過者に出ていっていただくとか、現在ある空き家を活用するといった形で全体的な需要戸数を算出したしますと、13万1,000戸という数字が出てまいります。それを県営と市町営の割合で計算いたしますと、県営の割合は4割ということですので5万3,000戸になりまして、現在の5万5,000戸から5万3,000戸へという数字を出して「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」を定めたということでございます。

次に、建て替え戸数の考え方についてご質問がありました。神戸五位ノ池、尼崎浜団地、西宮今津、姫路西庄の4団地ございまして、その建て替え戸数と現状の入居戸数の差を見ていただきましたら、五位ノ池住宅については、建て替え後、11戸実は空き家が出ます。これについては、付近にあります明泉寺鉄筋の入居者を入れて、将来、明泉寺鉄筋を集約していこうという考えでございます。尼崎浜住宅については、建て替え戸数149戸で、現在の入居戸数は154戸でございます。これは5戸足りませんが、周辺の県営住宅の空き家に移っていただくことを考えております。西宮今津住宅は、建て替え戸数116戸、現在の入居戸数は81戸で、35戸空き家ができる見込みでございますが、これは今後の西宮浜松原鉄筋を建て替える計画にしておりますので、ここから35世帯を受け入れていくことを考えています。姫路西庄については、不足数が6戸ございまして、これも周辺住宅をあっせんして移転していただく、こういう考え方でございます。

次に、駐車場の台数の考え方についてご質問がありました。駐車場整備台数の考え方については、各市の方で附置義務条例をお持ちでございます。神戸市の場合は戸数の70%といった形で持っておりますので、基本的にはその数字をクリアするというので、

西宮今津住宅のように適用除外になっているもの、あるいは姫路西庄住宅は、現入居者の車の保有状況も判断しながら設定をしてみたいということでございます。

次に、住戸面積についての考え方でございます。県営住宅は住戸面積が狭いものが多いのではないかと質問でございましたが、画面にございますように、現在、型別供給をしております、S型、M型、L型、O型の4つのタイプがございます。それぞれ住戸専用面積に対応する入居世帯数を想定して、S型で10%、M型・L型で80%、O型の大家族で10%という概略の設計をしております。L型、O型を合わせて現在50%を供給しているところでございますので、建て替えた公営住宅については比較的ゆったりとした面積のものが確保できているということでございます。ただ、1人ないし3人世帯が多いところは、そういったことも考慮しながら住宅の供給をしてみているところでございます。

次に、少子化対策でございます。まず、型別供給の実施を今ご説明いたしましたが、M型、L型で全体の50%、大家族向けのO型を加えると9割がファミリー向けの住宅となっておりますので、一定の住宅水準を持ったものは供給できていると考えております。新婚世帯、子育て世帯に対する県営住宅についての考え方はないのかという会長のご質問でしたが、現在は、収入基準として政令月収20万円以内でないと公営住宅の入居世帯として認められなかったのが、政令改正が図られまして、子育て世帯を対象に入居資格を緩和するに至りました。政令月収20万円を26万8,000円まで広げております。また、子育て世帯、新婚世帯を対象に、都心に立地し、利便性が高く、周辺に保育施設や小学校がある住宅については、期限つき入居などを図りまして県営住宅の入居の回転をよくしていく、特に地の利のいいところについてそのようなことを進めております。また、少子化対策については、保育所等の合築も従来やってきておりまして、明石舞子高層以下7団地において、以前から保育所等の合築等、子育て・少子化対策として進めてきております。

次に、バリアフリー化への対応についてでございます。県営住宅につきましては、県営住宅整備基準として、いきいき県営住宅仕様を定めております。それによりまして、手すりの設置、住戸内の段差の解消、1階の共用部分でのスロープの設置ほか、資料に書いておりますものについて整備をし、バリアフリー化を進めているということでございます。今回のご提案の県営住宅の建てかえの中でも、これらはこの仕様によって導かれるものということでございます。

次に、環境対策についてでございます。県営住宅の環境対策については、既に民間を対象にした条例等がございます。あるいは都市緑化の推進など本県全体としての取り組みを踏まえて、県民や事業者への意識啓発を目的に、先導的・モデル的事業と位置づけ、県営住宅の現在の建設コストの縮減にも努め、その範囲内で現在実施しているということをご説明いたします。

まず、屋上緑化でございますが、画面にあります写真は、県庁2号館の屋上に現在やっております屋上緑化でございます。これについては、14年に260㎡を整備し、13階をみどり展望園に改装して現在一般公開しているものでございまして、芝生等につきましてはセダムという種類のものを活用して、省管理型の屋上緑化を進めているところでございます。セダムという言葉が出てまいりましたが、セダムは、ご承知のように、北半球、特にメキシコ産のものが主流として現在使われております。こういったものを使いますと、2003年8月に兵庫県立生活科学研究所で表面温度の調査をしましたところ、真夏のときで、コンクリート表面では45度、セダムの緑化では37度と約8度温度が下がっているという結果が出ております。

こういったことを活用しながら、県営住宅におきましても屋上緑化を進めてまいりたいと考えております。ただ、これにつきましては、夏場、雨が降らない日が10日続きますと散水をする必要がございますが、こういった点にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。民間では、環境の保全と創造に関する条例で、特に市街化区域で建築面積1,000㎡以上について屋根面積の20%を緑化するよう義務づけております。県営住宅におきましても、もう一回り拡大いたしまして、都市計画区域内でこれを実施しようということで取り組んでいるところでございます。

2つ目には、グラスパーキング。これについては、建て替え団地で実施しているということでございます。

3つ目には、太陽光や風力などの未利用自然エネルギーの活用についてでございます。特に、住民への啓発ということ意識しながら、太陽光パネル・風力一体型の発電防犯灯を団地の中で1ないし2基、モデル的に設置したいと考えております。100戸ぐらいの団地であれば、防犯灯は5ないし6基要りますが、そのうちの1ないし2基をモデル的に設置して進めていきたい、このようなことを考えている次第でございます。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。時間がかかなり超過しておりますけれども、ご質問、ご意見を受けたいと思います。

委員

参考に教えてください。県営住宅全体の空き戸数がどのくらいあるかということです。というのは、利便性のいいところには物すごくたくさんの方が応募されるんですけども、不便なところは空き家がいっぱいあるということがまずありますね。だから、やはり大勢に入っていただくところを重点的に再開発をするということに結果的にならざるを得ないだろうと思います。それにはやはり需要だと思います。そのために、ちょっと教えていただきたいということです。

それからもう一つ、前に会長が本来は民間に任せるべきだとおっしゃったんですが、調査をしますと、民間の賃貸住宅というのは非常に質が悪いというか、よくないということがありますね。それが向上しないといけないので、やっぱり公営住宅というのは先導的な意味があるのではないだろうかと思います。家賃が高くて質が悪いと、皆さん入らない。パイロット的な意味でも、モデルになるような意味でも、公営住宅は私はある程度までは必要だ、これは会長とちょっと違うんですけども、そういう考えがありますので、そのあたり、データがあるのなら教えていただきたいと思います。

事務局

空き家につきましては、今回提案申し上げます建て替え事業をやる場合も、空き家をつくらないと事業がなかなか進まない、移転先にするためにその住宅が要ということがまず一つございます。それ以外に、空き家が発生して空き家募集をすることが年間2回あるんですが、大体2,500ないし3,000ぐらいを募集しております。

委員

そうすると、今の公営住宅が建っている場所で大体建て替えをやって、公営住宅を建てるために新しい用地を必要とするということはないと考えたらいいんですか。

事務局

そのように考えていただいたら結構だと思います。それでひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画も策定しております。

会長

ストックとしまして5万5,000戸ほどあると。これは、耐用年数から考えますと年間

数千戸建て替えていかないといけないのに、今の様子でいきますと数百戸。ということは、いずれこれは壊れてしまう。その辺については、県として息の長い目での県営住宅のあり方を。県営だけではございません。市営住宅を含めましての公営住宅のあり方というのは、結局スラムをつくっていくんじゃないかという気がするわけです。それは今後ご検討いただいたらいいかと思いますが。

事務局

今の話にちょっと触れさせていただきますと、10年間でどの程度事業化するかということ、県営住宅の場合は、もちろん計画的な修繕をやりながら寿命を長くしていく、良好なストックとして使っていくことが大前提でございますけれども、耐震診断の問題も含めまして、今あるうちで毎年 550戸、10年間で 5,500戸を建て替えようとしております。そして、今度は新型改修で、住み続けながら内部改修並びにエレベーターバリアフリーをするのが 9,000戸ございます。さらに、耐震改修をしようとしているものが 2,100戸ございまして、この10年間にリニューアルされていくものが 1万 6,500戸ほどございます。おおよそ 5万 5,000戸のうちの 3割がこの10年間で大幅にリニューアルされていくということでございますので、そういう意味では、計画修繕をしっかりとやりながら住戸のストックを良質なものに建て替えていく、あるいは作りかえていくことで全体としてうまくいく、ということで計画を進めております。

委員

屋上緑化のメンテナンスはだれがやることになるんでしょうか。住民の人ですか、それとも公的な機関、県の方で面倒を見られるんでしょうか。

事務局

敷地内の緑化と同じように考えております。屋上は、省管理型ですので、いつも要らない。特に、夏場だけ、10日以上日照りが続くとかといった場合、散水をする仕組みをつくっておきまして、そういう時期に自治会の人に散水していただくということでございます。まだ決断できていませんが、今後、雨水の利用とか、そういったものを考慮しながら、検討はさらに進めてまいりたいと思っております。

委員

集合住宅で私も生活したことがあります。階段の掃除やら草刈りやら、ごみもそうですけれども、結構自治会ではふだんの日常生活の中で負担することが多くて、屋上緑化も、できるだけ自治会の方でやるということになりましたら、省力化の工夫をしてい

ただきたいと思います。

委員

今回お示しいただいた資料で、少子化対策、高齢化対策についてそれぞれ書いてくださっているんですが、私、常々、少子高齢化と一緒にしてあることが非常に疑問に思っています、住宅なんかはまさにそれじゃないかなと思うんです。これから建て替えられる分はほとんどバリアフリー化されているというご説明でしたけれども、小さな子供を産んで育てる家庭に手すりとかコールボタンとかは余り必要でないかもしれないですし、逆に高齢化の進んだ方がお住まいになるところに児童館というのが必要かどうかということになると思うんです。そういう意味で、どちらを優先するかというのは非常に行政としては難しいことだと思うんですけれども、こうやって建物を建てる時は、こちらは子育て向き、こちらは高齢者向き、そういう色のつけ方はいり得るものなのか、また何らか考えておられるのかということだけ、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

事務局

建て替え事業をやります関係から、従前の入居者の階層はある程度把握できています。ただし、そのときに、駅前にある場合と郊外部にある場合と、地域特性が大分違います。あるいは、周辺の施設の立地状況がいろいろと違います。そういったものを総合的に判断して、どちらか2つのうち1つということではなくて、全体的にどちらにウエートをかけていくかという判断をしていくのかなと考えています。

委員

そうすると、一層ここは子育て世代のための住宅ですという色を出される県住もこれからはあり得ると思っていてよろしいんですね。

事務局

はい。

事務局

そのために、ことしの春の募集から、都心の子育て環境がいいところに別途、子育て世帯用に申し込みを募集しましたところ、結構倍率がありましたので、秋の募集でも、いいところを別途、子育て用として募集しようと思っています。

それから、バリアフリー化については、通常、高齢者対応というイメージでこれまで来ていたんですけれども、最近は、ユニバーサルという観点から、健常な方もけがをし

たときには手すりが必要になるじゃないかとか、便所とか浴室で倒れたときにはコールボタンがあれば便利じゃないかということで、バリアフリーじゃなくてユニバーサル仕様という形で一般化している状況でございます。

会長

ほかにございませんか。

まだいろいろご意見もあるかと思いますが、時間の関係で一応ここでご質問を打ち切らせていただきます。今日、あるいはその前の第1回、第2回を含めまして、採決に入ります前に、ここはもう一回聞いておきたいということが、今日の追加説明だけではなく、ほかにもございましたら、出していただきたいと思います。

委員

今の住宅に主に関係あることとして、前の回るとき出たんですが、施工管理の件です。施工管理をちゃんとすると建物のもちがよくなるというお話を聞かせていただいて、これは大事なことだなと思ったんですが、公共事業における施工管理は今どことなくあいになっているのかについて、ちょっと教えていただければと思います。

事務局

公営住宅の場合、県営住宅の施工管理がだれでもできるというふうには建築士法の関係からなっておりませんで、そういう資格のある方が工事監理をすることになっております。特に、県営住宅の場合には、公社に発注しております関係から県は直接工事監理していませんが、公社のそういう専門の職員が現場の管理に当たっているということでございます。

委員

それは制度としてわかるんですけども、私の印象に残っていたのは、施工管理をきちんとすると、同じ建物でももちが違うということなんです。ああいうお話が出たので、今後、県としたら、施工管理について、資格のある方が施工管理されるのは当然だと私も思うんですけども、特にどんな点に目を光らせればもちのいい建物ができるというふうな管理者としてお考えですか。

事務局

施工については、発注の時期に仕様書というのをきっちり定めて、それを設計図と合わせて業者にやらせていると。したがって、特記仕様書ですね、そのとおり現場が回るように、業者が手抜きをしないかとか、そういうことに目を光らせながら、もう一つは

現場的な判断も実は多分にあるかと思えます。それは工事監理に対する能力の高さを求められる場合もあるかと思えますが、基本は、業者との共通の契約になっております仕様書を守ってもらうという体制づくりだと思っております。

委員

本来、ちゃんとやればいいんだと思うんですけども、十分できないことが過去にあった結果、建物の耐用年数が……。施工管理がすべてではないので、それがすべてのような言い方をしたらまずいのはよくわかるんですが、まずはルールを守るということと監督をきちんとしていただくことによって、建物の耐用年数が長くなるというふうにご説明等から私は理解したんです。ただきちんとするということだけなのかなというところで、何か工夫のしどころがもしかしたらあるのかなと思うんですが、いかがなんでしょうね。

事務局

以前に兵庫県の方で100年住宅というものをやりました。いろいろな構造上の耐震性も確保しながら、もう一つは、建物の寿命というのは構造的な寿命以上に社会的な制限が加わってくることが実は多いので、そういう意味では、100年住宅の中で住宅の間取りを将来にわたって変えることができるようにしていく。2戸を1戸にできる可変型を取り入れていくとか、そういったいろんな時間の経過とともに変わっていく要望に対応できるつくり方を考えていく必要があるのではないかと考えております。

委員

それは当然だと思うんですが、一般の住宅でもこのごろは、建築後10年ぐらいいは、製造物責任でしょうかね、そういう観点できちんと責任を問われるようになっているので、公営住宅の場合はとりわけ、築後何年か、少なくとも10年までのところで問題が発生した場合は施工者にその責任をとってもらうというようなことは当然のことだと思います。私は建築物の細かいところはわかりませんが、建築後何年かの時点できちんとしたチェックのしどころがあると思いますので、そういうところは今は既になされていると考えたらよろしいわけですか。

委員

委員で建築屋といったら私ですので、つい応援というか、当局側の立場で話をするんですが、瑕疵の担保は、重要なところは10年ですね。ところが本当は、10年というのは、どんないいかげんなことをしても、何とかもつ期間なんです。むしろ一般の庶民は、入

って20年、30年たって大丈夫だというのが欲しいんですよね。だから、これは制度そのものを社会全体で変えないといけないんですが、瑕疵の担保は20年ぐらいは最低用意しなければならないのではないかと私は思っているんです。

最近、耐震強度偽装事件があったように、少しでもコストを下げるためにいろんなことをする。きっちり設計していても、施工の段階のチェックがうまくいっていないと、とんでもないものが出てくる可能性もあります。それは管理体制の問題で、委員が先ほどから盛んにおっしゃっているのはそれだと思います。我々は、性善説といたらおかしいですが、施工業者はきっちりやると思って信頼しているんですけれども、例えば私が前に住んでいて今は娘が住んでいる明舞団地の公社の住宅は、3棟ほどをある会社がやっていて、そこは非常に質が悪くて、ベランダの天井のコンクリートがばらばらはがれて真っ赤な鉄筋が見えている。ほかのところはまだましなんですけれども、やっぱり施工管理がよくなないとそうなる。それで、幾ら改修計画、耐震補強を提案しても、コンクリートそのものが劣化しているような状況では意味がないんですよね。

だから、やっぱり瑕疵の担保は20年とか、そして、途中はきっちり中間検査をするというように制度としてはなっているんですけれども、なかなかこれまでできていなかった。ので、どうぞ、県の財産ですから、県営住宅はその辺は大丈夫だと思いますが、しっかりやっていただくということに尽きると思います。

6) 用排水路整備

委員

前回質問するのを忘れてしまったのですが、水路のところ。今、農業振興のために、法人が経営主体になってやっているところが兵庫県以外でもたくさん出てきていると思います。加古川市八幡町の農事組合は、兵庫県の中では一番大きい組合で642戸の人たちが組合に入っているということで、これは6つの集落を合わせて全体で642戸だろうと思いますが、642戸というのは全体の農家の何%ぐらいなのか。ほとんど入れているということでしょうか。

事務局

関係の集落は7集落ありまして、そのうちの6集落の農家の方はすべて入っておられます。7集落を入れますと715戸となります。

委員

1つの集落はなぜ入れなかったんでしょうか。

事務局

これは八幡町と上荘という旧町が違ってまして、その段階で縁が切れております。

会長

ひょっとしたら説明に全員が来ておられないかもしれませんが、さかのぼってのご質問でも結構でございます。特にございませんか。特にないようでしたら、追加説明はここで終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

予定時間が超過になっておりますが、これより議案に入らせていただきます。

案件番号1番から9番まで及び18番につきましては、前回ご採決いただいております。本日は、10番から17番の案件につきまして、順次審査して結論を出したいと思います。

(2) 議案 1 新規事業評価に係る審議案件(街路、市街地再開発、県営住宅建設事業)の審査

1) 街路事業(3件)の審査

審議番号10 街路事業「都市計画道路(都)球場前線」

会長

10番の街路事業でございます。先ほど話がありました阪急西宮北口のところでございます。今津線が途中で分断されて、分断されていることは今後も変わらないわけですが、そのためにいろいろな不都合が生じているところでございます。これは、事業着手妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、その線でまとめさせていただきます。

審議番号11 街路事業「都市計画道路(都)伊丹飛行場線(昆陽西工区)」

会長

11番は伊丹飛行場線、昆陽西工区でございます。これにつきましても、県の原案は事業着手ということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、11番の伊丹飛行場線につきましてはそのようにさせていただきます。

審議番号12 街路事業「都市計画道路 (都)朝霧二見線」

会長

12番の同じく都市計画道路朝霧二見線、これにつきましても、県の原案は事業着手したいということでございます。原案を承認してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのようにさせていただきます。

2) 市街地再開発事業について審査

審議番号13 市街地再開発事業「神田町東地区 市街地再開発事業」

会長

続きまして、市街地再開発、先ほどからかなりたくさんのご質問をいただきました神田町東地区でございます。地元との話しも随分進んでいるようでございますし、事業着手妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

残り4つが県営住宅整備事業でございます。4件を一つずつやってもよろしゅうござ

いますが、全部老朽住宅の建て替えでございますので、4件一括して採決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

3) 県営住宅整備事業について審査

審議番号14 県営住宅整備事業「五位ノ池住宅建設事業(建替)」

審議番号15 県営住宅整備事業「尼崎浜住宅建設事業(建替)」

審議番号16 県営住宅整備事業「西宮今津住宅建設事業(建替)」

審議番号17 県営住宅整備事業「姫路西庄住宅建設事業(建替)」

会長

では、14番の五位ノ池住宅、15番の尼崎浜住宅、16番の西宮今津住宅、17番の姫路西庄住宅、この4つの県営住宅の建て替えにつきまして、老朽化ということもございすが、県の原案どおり建て替えてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、いろいろ出されましたご意見につきましては答申文に書かせていただきますが、とりあえず10番から17番まで、県の原案は妥当ということで知事に答申させていただきます。

(3) 議案 - 2 公共事業等審査会審査結果(案)の協議

会長

議案第2に移りたいと思います。

議案第2は、答申文をどう書くかということでございますが、6月21日にご採択いただきました1番から9番と18番につきましては、そのときの議事録あるいは私の記憶等を基準にいたしまして、一応の原案をつくらせていただいています。本日の8案件につきましては、実は今日、今採決いただいたことで、ひょっとして否決されたらえらいことになるなという気もございましたけれども、一応これも事務局と相談しまして、私の責任におきまして素案というか、原案というか、たたき台をつくらせていただいて、既

にお配りしてあるかと思えます。ただ、もうちょっと検討したいところもございますので、時間が大分超過しておりますが、ここで10分ほど休憩させていただきます。その後、再開して、審査結果案についてご審議いただきたいと思えます。

(休 憩)

会長

再開させていただきます。

既にお手元に審査結果案をお配りしたと思えますが、実は、きのう読み直していただき、一つ大きなことに気がついたんです。ある県での知事選挙で、公共事業に対する反発というか、考え直せという県民の意識があらわれたわけですが、これの原案を書きましたときはそれがまだはっきりしておりませんで、全然触れていないんです。触れた方がいいかどうか、朗読してもらった後でのご議論の中でご意見を賜りたいと思えます。何も触れていないのもおかしいんじゃないかという気もするし、しかしよその県の話を持ってこんでもええやないかという気もいたします。

それでは、事務局の方から、議案の2につきましてお願いします。

事務局

それでは、案を読み上げさせていただきます。まず、1ページを読ませていただきます。

(審 査 結 果 案 朗 読)

会長

総論の部分、何かご意見はございますでしょうか。

委員

主文の一番下の行は、「付記した審査意見」ですか。

事務局

失礼しました。「審査結果」です。

委員

「審査結果」の方がいいんですか。「審査意見」とお読みになったんですが。「意見」の方がいいんじゃないですか。

委員

これまでどういうことをしていたかですね。今回だけ急に変わるのもおかしいから、前期のは……。

事務局

ちなみに、17年の7月、春シリーズでは、「付記した審査結果に留意のうえ」という表現にしております。16年も「審査結果に留意のうえ」、従来この表現で来ております。

会長

何かご意見はございませんか。 特にないようでしたら、原案のままでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そうさせていただきます。

委員

「記」の下のことでもよろしいでしょうか。下から4行目の「なお」以下の文のところで、そのちょっと上でもよろしいんですけども、ぜひつけ加えていただきたいと思っていますことがあります。よい文案ではないんですけども、「事業実施後の事業成果についても、その情報を分かりやすく」というような。実施後の事業成果についても情報の提供を県民にしていくというような文言をどこかにつけ加えていただきたいんです。考えましたのは下から4行目以下の文のところですが、「事業実施後」あるいは「事業実施・完成後」という形で、その言葉を具体的に申し上げれば、「なお」の段落の「… ……」。次の文章とダブりますね。

会長

やっぱり「事業内容や事業の必要性」というのは先でしょう。

委員

その後ですね。「また、」としていただいて、「また、事業実施・完成後の成果についても、その情報を分かりやすく示すこと……」。ダブりますが。

会長

「整備効果」は削るわけですね。

委員

「整備効果」だけではなく、もうちょっと言葉を足していただく形に。

会長

「完成後の成果についても分かりやすく」。

委員

「分かりやすく」というところに「情報」という言葉をつけ加えていただきたいと思
いまして。

会長

内容的にわかりましたか。

事務局

趣旨はわかりました。事務局の方で文章を考えまして、修正案をつくりたいと思いま
す。

委員

今の件に関連して。2年前に国の方では事後評価システムを導入することになったん
ですが、私もそのことに関連して事後評価システムを県の中で導入するのかということ
をお尋ねしたことがあって、検討中だというふうにお答えになっていたように記憶して
いるんです。今指摘された点は、その事後評価をどうするかということと関係がありま
す。我々が今やっているのは事前評価ですね。したがって、事後評価のシステムを導入
するのか、導入しないのか、それとかかわりますから、書けばいいという問題ではない
と思うんです。

事務局

事後評価につきましては、やり方も確定されたものがないということで、兵庫県の方
では今、試行的にといいますか、モデル的に2年ほど前からやっております、この審
査会では、秋のシリーズに幾つかの事業についての事後評価を提示してご意見をいただ
くようなことをしてきております。ことしも秋にまた幾つかの事業についての評価の調
書をつくってご意見をお聞きしたいと思っておりますが、そんなことで、取り組みは
していこうということで、やってきておりますし、今後も続けるんですけれども、シス
テムとしてきちんと位置づけができるところに至るまでには、まだご意見をいただきな
がら研究もしていかなければいけない状態かと思っております。

会長

事後評価のあり方について検討することは、ここでやはり提案しておきたいと思うんです。具体的にどういうシステムをどう取り入れるかということではなくて、この審査会としても重要な問題としてやはり事後評価をどうしていくかを検討していかなければならないと思います。

委員

今のことに関連して、文言に盛り込むかどうかは別にして、会長にお尋ねしたいのですが、ふと気がついたのは、公共事業で本当に膨大な数の事業がなされているというのはよくわかったんですが、逆に言えば、一体どれぐらいの事業がなされているかについての、通常でいうデータベースみたいなものがあるのかどうか、それは公表可能なものかどうかが。公表可能でないにしても、少なくとも審査に当たる人間にはそれが提供し得る情報になっているかどうかについて教えていただきたいんです。仮にそうでないとなれば、今後の事後評価にも関連しながら、事後評価をするということは評価を蓄積していくことになりますので、少なくとも今後はデータベースというものを整備していく必要があるのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

委員

だから、先ほど委員もおっしゃったんですが、事業というものをどのように限定するかということですね。ここの最初のところで提示された17件についての話なのか、県全体の公共事業をつかまえていう話なのか、ここを整理する必要があるんじゃないでしょうか。限定した事業ということであれば、事後評価というのはずっとやっているわけですね。後期でまたやるんですから、やることはやっておられるわけです。だから、事業というものをどう考えるかというのが一つ。

それから、ここに「分かりやすく示す」と書いてあるんですが、だれにどういうふうにして示すのかということが抜けていると思うんです。県民全般に広く示すのか、我々に示すのか。多分前者であろうと思います。そうしたら、それは県の広報を通じてということに対するこの審査会からの提言になるのか。その辺を少し皆さん方にご議論いただいて、明らかにしていただければいいんじゃないかと思います。

会長

この審査会がどういう範囲を扱うかということに関連するかと思うんですが、設置要綱では県が指定する公共事業についてということで、今のやり方、要するに18件なり何

なりであって、県がやっている道路なら道路事業全体についてというようなことは、この審査会の設置要綱には書かれていないわけです。しかし、やったらいけないかということ、そういうことはないので、当然やらなければそれぞれの道路なり街路なりは意味がない。今日も出ました市街地再開発も、瀬戸内側で何件あって、その中のこれはどういう位置づけかを言ってもらわなければ審査できないわけです。その辺をどのように扱うかというのは難しいところですけども、どなたか……。

委員

全部出るにこしたことはないんですけども、それはそもそも難しいので、そういう議論なり論点が出たところから始めるのが一番やりよいし、よいやり方と思うんです。ここで審査するに当たっては、本日もお願いしたように、従来のデータなり記録というものがないと判断しようがないわけで、それは審査する立場に置かせていただいているので、出すことをまずはお願いするわけです。

今後の問題としては、審査した限りにおいてはその行く末も気になるし、きちんと出しておきたいのでという意味で、今ここからというのが大事だと私は個人的に考えます。今ここからはデータベース化していただく、つまりこの審査会ができる時点の限りにおいてはしておいていただくとありがたいなと。それは何でもかんでもいっただけがいいということではなしに、必要と思われるときにはその記録が見られるような形を整えておくように工夫していただくとよいなと考えます。

ただ、あくまで審査する立場としたら、これまでの資料が可能な限り判断の材料としてであると判断をし間違えないし、適切な判断をできる限りするためであるとありがたいなと思いますが、一般に公表する部分と、この審査会においてどの範囲の資料をどういった形でというのは、別の問題だと思うんです。率直に言って、求めるものを随分率直に出してくださってますので、きちんとした判断ができていないかと私は思っております。

会長

つまり、委員の言われた「だれに」というのが、現在ではこの審査に当たっての必要性で、審査委員にほとんど全部、要求したデータは出されているんですが、それを何もかも県民になると、これは県広報の仕事であって、この審査会あるいは技術企画の仕事ではないわけです。ただ、技術企画としては、ここからそういう資料を集めてほしいという要求が出れば、担当課の方へ行って、一体公営住宅は現在ストックが何件あるの

かということも含めて出してもらってきているわけです。だから、その辺は文章を考えていただきたい。どういうふうに入れるかということも含めまして。

今日、お一人委員がご欠席でございますので、今日のご意見を入れてもう一度文章を練り直しまして、できるだけ早くご出席の皆様にもお配りして、最終的なものをそのときにつくりたいと思っております。だから、ご遠慮なくご意見を出していただきたいと思えます。

先ほど私が提示しましたよその県の話は、抜いておいてよろしいでしょうか。公共事業の投資に関して非常に厳しい風が吹いている面もございます。全然触れていないですけども、よろしゅうございますか。

では、そのことには触れないで、うちの県はうちの県、この審査会はこの審査会ということを進めさせていただきます。

委員

先ほど委員がおっしゃいました文章の「示す」のことですが、県民としては、ここでどういうことなのかと思うところだと考えられます。こういう場合は、やはり事業評価調書が公開されている唯一のデータになりましょうし、そのところにこういう趣旨のことを明記していただいて、先ほどの事後評価の問題等がありますけれども、それに関しては、事後評価の内容の審査があった場合に、それについてこういう趣旨のことが明記されるように、というようなことを少し具体的に示しておいた方が納得しやすいかなと思えます。

会長

その点は、具体的にどういう文章にするかは別にしまして、文章の中にご意見を生かしていきたいと思えます。

ほかに、総論的というか、枕的というか、ここについてはよろしゅうございますか。

特にないようでしたら、2ページに移りまして、各論に入りたいと思えます。これもいろいろ問題がございますが、今言われたようなことを含めましてご意見を賜りたいと思えます。朗読をお願いします。

事務局

それでは、1番、用排水路整備事業。

(審査結果案朗読)

会長

一つずつ切りましょうか。ここで切ります。

委員

実は、個別の審査のところでおっしゃるかどうしようかと思っていたんですが、昭和46年度から53年度にかけて整備されたのが、もうあかんようになってきているということですね。今度したら、やっぱり同じぐらいであかんようにならないだろうかという心配がありますので、一番後ろのところ、「事業実施にあたっては、環境の専門家等に相談するなどして生態系の保全に努められたい。」の後、言葉はおかしいですけども、「また、持続的な営農が可能なような耐久性のある施工に努められたい。」というようなことを書いておかないと、せっかく10何億投資して、また30年か40年したら老朽化したということになると具合悪い。我々は少なくとも今度この工事をやったら100年ぐらい何とかいかないだろうかと思って賛成しているわけで、営農の形態も違ってきますけれども、やっぱり施設は水路とかそういうものも、それぐらいもたないとむだになると思いますので、どこかにそれを入れ込んでほしいということなんです。

会長

具体的に100年という数字を入れるかどうかは別にしまして、この点について、何かご意見はございませんか。水路の保全というのは非常に難しい。100年はとても無理です。

委員

100年というのは、ダムでも本当に難しいところでしょうから。

会長

どうしても埋まっていきますね。

委員

ただ、長期的な視点は非常に大事だと思います。

会長

それだけは指摘しておいて。

委員

ダムは埋まることを計算していますけれども、この場合は、営農組合ができれば掃除をしていただいて、いつも良好な状態に保ち得るという前提ですよ。だから、埋まらないようにしてもらわないと困るんですね、せっかくこれだけ県費を投じて。

会長

サステイナブルというのは非常に大事な概念です。

事務局

用水路、排水路それぞれの施設には、どうしても施設のコンクリートであれば30年から40年という寿命があります。ただし、通常は維持管理で、クラックが少し入ったところは補修するとかという形で長寿命化を図っていきながら、施設の耐用年数を延ばすことにこれからは努めていきたいと考えておりますので、「施設の長寿命化を図る」というような文面をお願いできたら。100年というのはちょっと無理でしょうけれども、できるだけ長く使っていくことは、私たちもそのつもりでやっていこうと思っていますし、地元の方もそのつもりでおりますので。

会長

そうしたら、文言に入れるようにいたします。

委員

さっきもお話が出たんですが、これは非組合員もいらっしゃるわけでしょう。農事組合法人以外の人もあるんじゃないかな。

事務局

農事組合法人以外もおります。ただし、受益者は、7集落の農家の方々がこの事業には参加をしていると。

委員

だから、非組合員も含めた人が皆賛成をされていて、そしてそういう方々にも受益が行くわけでしょう。ちょっとそういうニュアンスを出した方が。これだと、農事組合法人だけのためにやるような感じになっているわけですが、この事業は、農事組合法人以外の人でも賛成しているし、そういう方々にも受益が及ぶわけですね。だから、仮に非組合員の人が見ても、そのように書いておいた方がいいんじゃないかなという気がするものだから、そういう意見を申し上げるんですが。

会長

終わりから4行目のところ、「本事業はその実施により、当該地域の農事組合法人及び地域社会」とか、農事組合法人を含む地域全体の話だということ。

委員

先ほど私が質問したときに集落の全戸が入っているとおっしゃいましたけれども、そ

うしたら、非組合員というのは、具体的には……。

事務局

非組合員というのではなくて、7集落ありまして、そのうちの6集落は一つの農事組合法人をつくっておりますけれども、もう一つの集落は、旧町が違って、今の段階では入っていない。ただ、それは、個人の農家としてはこの事業に入っておられますので。

会長

法人ではない。

事務局

だから、全部を掌握しているわけではないということです。

委員

それと、農業をやっておられない方は、もちろん入ってないですよ。

事務局

農業をやっているというのは定義がちょっと難しいんですけども、営農組合が農地を全部集めてという人もおられると思いますので、基本的に農地を持っている方々が受益者というふうにして施設は直そうとしております。一方、営農するという面で、農事組合法人に委託をしてその土地を出しておられる、それが先ほど申しましたように7集落のうちの6集落は全部の方々が出しておられると。

委員

委員のおっしゃったのは、そうでなくて、農地を持っていない方も住んでおられるだろうと。そういう人たちにも利益が及んでいるのではないかということ、そうではないんですか。

委員

そうではなくて、農事組合と、あともう一つあって、その方々も賛成しているわけですよ。その方々も受益するわけですからね。これだと、農事組合に限定された書き方になっているんじゃないですかと、こういうことを言っているわけです。そうでなければいいんだけども。

会長

ほかにございませんか。では、時間の関係もありますので、次へ進ませていただきます。

事務局

2、農村総合整備事業。

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんか。

委員

私はこれのときいなかったのですが、この文章だけ読むと、大河内町域は未整備だけれども、旧神崎町の方はできているととっていいんですね。そうすると、それを盛り込んでいただくと、均衡がとれるようにするから急ぐんだというニュアンスが出るかと思えますので、2行目、「旧大河内町域においてはCATV網が未整備であるが、既に整備の済んでいる旧神崎町域との不均衡が生じている。」とかで、そういうところを補っていただいた方が事業の急務性が出るんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

会長

わかりました。そうしたら、2行目、神崎町は済んでいるんだということを入れさせていただきます。

委員

このときちょっと議論が出たように思うんですが、コンテンツの問題というのを考えてやりなさいとかということは、言わずもがなのことですか。

委員

追加資料を見ましたら、「ほとんど見ない」「あまり見ないが」2割ぐらいで、「たまに見る」というのは5割ですが、「たまに」という人は本当にたまにだろうと思うんです。だから、「ランニングコスト節減」にあわせて「利用促進」というか、当たり前のことですがけれども、そういうことがあってもいいような感じがいたします。

会長

先に「利用の促進」でしょうね。それで、「ランニングコスト……」の方が後ですね。よその町も似たようなものだと思いますので。そんなに見られてないと思う。

ほかにご覧いただけますか。では、時間の関係で、次に進ませていただきます。

3番の洗戎川。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

何かご意見はございませんか。

委員

これもよっぽどそのときに言おうかと思ったんですが、水質が悪いんですよね。完全にどぶみたいになっている都市河川です。それは衛生上も必ずしもいいとは言えないので、この際「水質の向上への努力」というのをどこかに入れることはできませんか。これは高潮対策だけみたいになっているので。汚い水が高潮でいっぱいになってというのがあって、この間も西宮へ行って役所の横を流れている川も見たら、まだ汚いですね。一方、尼崎ではコイがいっぱい泳いでいる。努力したら、ここもきれいになるんだろうと思うので、そういうことを一言つけ加えるのは無理ですか。

会長

最後の2行が、ちょっととってつけたような、「西宮市臨海部全体の災害の防止を図るため」というのは当たり前なので、むしろここは「水質が必ずしもいいとは言えない」とか「悪いので、そちらの改善についても努力されたい。」ぐらいにした方がいいような気がします。どなたかご意見はございませんか。

委員

ここでそれはちょっとどうかと思いますが。水質がどのくらい悪いのかちゃんとしたデータも……

委員

データは持っていると思いますよ。

会長

洗戎川はなかったと思う。

委員

ここは水質の審議をやっている場とは違うんですよね。そのためには、別の部門でいろんな事業が要ると違うんですか。新しい水をどこかから導入するとか、浚渫しないといけないとか。

委員

調書の環境適合性でヘドロ等の除去及び覆砂を行い、底質及び水質の改善を図ると書いてくださっているので、これを受けて、少し敷衍する形で載せてくださったら。

委員

それだったらいいですね。

委員

一時期、三面張りにして、どぶにってしまったんですよ。一度文言を考えてください。

委員

先ほどの「なお……」は生きるわけですか。「関係事業の早期実施」というのは少し具体性に欠けるので、むしろ「全体の災害防止の総合的な検討をできるだけ早く進める」とか、そういう方が大事なのかなと思ひまして。具体的な事業があるのだったらいいんですけども。

会長

入れるとすれば、西宮だけじゃなしに、尼崎から神戸の東まで含めての高潮災害の防止ということになるかと思ひます。総合的な。西宮市臨海部全体といたら本当に限られておりますので。だから、入れるとすれば、神戸市東部までの臨海部全体の災害の防止というように。そうすると、関係事業というのが浮かび上がってくるんですがね。その辺、どうしましょう。先ほど私が提案しましたように、「なお」からの1行余りを削ってしまって、かわりに水質の問題を入れておくということです。

委員

ここだけを読めば、残りの2河川も急ぎなさいよというふうには読めますね。限定的にいうならば、このまま残しておいても、読めないことはないと思ひます。会長がおっしゃったように全体のこともあるかもしれませんがね。

会長

ほかにご意見はございませんか。 そうしたら、文章は多少手を入れるとしても、これはこれで残しておきまして、プラス水質の問題というように書き直させていただきます。よろしゅうございますか。

次、道路事業の5件、朗読をお願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんか。

委員

最後の文脈、「なお……」は何か意味しているのでしょうか。いずれの事業についても当たり前の話だと思うんですが、なぜ特記されているのかわからないんです。

事務局

特にどんな議論があつてということではないんですけども、最近、公共事業、早く事業効果を上げるようにと言われているのがたくさんありますので。

委員

書いていただいたらいいんですけども、書いてない事業は、そうしたら余りその辺は気にしなくてもいいのかなと。当たり前の話なので、どうかなと思いましたが、誤字ですが、3行目、「いづれも」の「づ」と、「これら」が「こられ」になってますので、訂正をお願いします。最後の部分は、ほかの事業についてもです。

委員

例えば用地買収なんかで、難航しそうだといったことは具体的にあるんですか。

事務局

用地買収で難しそうなのというのは、今のところはそういう可能性はないかと思います。

委員

もしあるのなら、そういう言い方をして書けるとと思いますが、なければ、おっしゃるとおり……。

会長

要らないですね。

委員

6番の街路事業も全く同じ文言が入れてあるので、特に意見の出なかったものはこれを入れることになっているのか。そうでもないんですか。そうでなければ、全部に対して、総括で入れるかですね。「なお」以下は必ず入れる形式になっているというわけではないんですか。

委員

なってるみたいですね。全部の項目に「なお」が入っています。

事務局

そうしたら、道路の分は、特にここだけが急ぐということではないので、「なお」のところは取らせていただくということによろしいでしょうか。

委員

特記することがなければね。

委員

むしろ「なお」というところには、ここで審議したときの論点みたいなもの、今日の補足説明のトップに出ていました道路の角度の問題とか、そういったことをつけ加える方がよろしいのと違いますか。

会長

ただ、これも一般論で、詳細設計はこれからになるわけですから。特にあそこにはこういう川があるからそれに注意せよとか、そういうことなら指摘できるけれども、一般論としての詳細設計に関してのことは、余り意味のないことじゃないかなという気がします。あるいは、こういうところを横断するので、景観上注意せよということならいいですが。

委員

今日の補足説明のトップに出ていたことなどは、むしろつけ加えておいていいことじゃないですか。

委員

これは道路事業4から8までの一括の審議に対するコメントですから、個別事業だけの問題をここへ書くのは、かえっておかしくなるかなという気がしないでもないですけどね。入れるとしたら、個別の名称を入れるかですね。

会長

小野藍本線に関しては、という言い方ならできるといことです。

委員

逆に言えば、そういうふうにつけ加えることによって、ここで論じられたことが意味を持ってくるのではないかと思うんですね。極端な言い方をすれば、ここで注をつけることによって注意を喚起できるんじゃないですか。

委員

私も、「なお……」というのは、すべてにわたって書かれておりますので、委員の言われるように注意を喚起するという意味でも、記載していただいた方がいいと思っております。特に、安全性の問題は繰り返し挙げていただいてもよろしいでしょうし、最近の道路は景観面の改善も入ってきておりますから、議論は今回は特になかったかと思えますけれども、そういうことも加えておけば工事の方向性としてそれにも配慮しながら進めていただけることにならないかという期待を持って、なお書きというのはそれぞれ意味を持たせることが必要かと思えます。

会長

ただ、ここへ一般論で書いているついでに、といたらおかしいですけども、「なお」として一般論を入れるとちっとも目立たないので。もし入れるとしたら、なお、何々線に関しては景観に配慮されたいとか、何々線に関しては施工上のこういうことに注意されたい、というのだったらいけるんですが、同じように入れてしまったら、かえって目立たなくなるような気がします。どうでしょうか。

委員

特定の道路を指摘して入れていただいたらいいのと違いますか。

委員

ただ、私はたまたま小野藍本線の改築事業についてのみ指摘したわけですが、一般的に線形は当然考えなければならないことなので、このようにしたらいかがかという提案をさせていただきますと、「なお、個別路線の事業実施に当たっては、線形等に十分な考慮をされたい。」。これで趣旨は通じるのではないかと思います。

会長

今ご提案がございましたが、作文の中でご検討いただきたいと思えます。

委員

せっかくなら、線形だけじゃなくて、景観も。

委員

「線形等」。

委員

最近は、むしろ国交省は、景観の方を大事にして、線形は当たり前じゃないかということがあります。この場合は線形が気になったから委員が指摘されたんでしょうけれど

も、安全な線形になるのは当たり前のことですよね。むしろ景観とか。

委員

当たり前であったとしても、ここに計画が出た段階でそれが達成されていなかったということで、指摘させざるを得ないということじゃないかなと思うんですが。

委員

一遍原案をつくってもらって。

会長

景観に特に気をつけないといけないといったら、香住村岡線ぐらい。矢田川に沿っての話になりますから。

委員

最近、道路そのものの景観のことを言いかけてましたでしょう。これまではなるべく速く行くだけのことを考えていたけれども、道路構造そのものも景観に配慮したものへ、ホームページを見たら、そんなことがいっぱい書いてありますね。景観というのをちょっと入れておいた方がいいかなと。

委員

済みません。私の今申し上げたことは撤回いたします。なぜかといいましたら、この文章の2行目に、現道の線形不良、幅員が狭いのを改良するんだと書いてありますから、これは当然達成されるはずです。だから、なお書きは不必要だと思いました。

会長

そうしたら、「なお」のところを削りまして、かわりの文章は入れない、景観の問題も触れないということで、また作文してください。

次へ行きます。5番の砂防事業。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

ご意見はございませんか。

委員

地域住民に管理を少し頼むということはなかったんですか。

事務局

地域住民の方にも参加していただくという考え方はあるんですけども、管理そのものを住民に任せるという発想ではなくて。

委員

参画・協働みたいな形であれば……。

会長

はっきり申しますと、ここの地域住民というのは非常に難しいんです。

委員

下から2行目に「地域住民による活用の方針を検討されたい。」と書いてありますから、地域住民にも配慮の文言はあります。

委員

行政が管理して、地域住民が活用と、こういう格好になっているから。細かい話ですけども。

会長

では、これはこのままでよろしゅうございますか。

委員

そのところですが、地域住民による何の活用なのか。これは公園でしたよね、森林公園的な。

会長

公園的なものですけども、公園ではないはずですよ。

委員

それで、その上の「自然植生や地形に基づく生態系を加味した」というのが少しわかりにくくて、「自然植生並びに地域生態系に配慮した樹林整備」とでも。要するに自然植生について考えるんだということでしたし、生態系についても、「加味した」というよりも「考慮した」樹林整備ということかなと思いますが。

会長

その方がわかりやすいですね。そこは委員のご意見を入れて書き直してください。

委員

細かい文章表現になるんですけども、ここは砂防の安全事業なのか、公園事業なのかということでもめるので、最初の主文は2つに分けて、どちらかに強弱をつけていた

だいた方がいいと思います。2行目からいきますと、「この事業の実施により、山麓部市街地の土砂災害に対する安全性が高まることになる。」と切って、「また、緑豊かな……」というふうに、こちらをサブに回したらわかるんじゃないでしょうか。

会長

おっしゃるとおり、砂防が第一義であって、せっかく植林するのだったら森林の利用も、ということになりますね。文章がちょっと長いし、今のように切ってはっきりさせた方がいいと思います。

ほかにごいませんか。ないようでしたら、次に、街路事業、3件をあわせてお願いします。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんか。

ここも、最後の2行はとってつけたような感じがしますが。

委員

「歩行者・自転車」、歩行者と自転車が同じ格で、要は自転車歩行をしている人という意味ですね。この場合、自転車というんですか。自転車はメカニズムそのものと見てしまうとおかしい。「通行」か「交通」の安全ですね。何か一言入れておかないと。

会長

どうでしょうか。何かいい言葉があるか、調べてください。

委員

どこかに「通行」を入れたらいいんじゃないですか。「歩行者・自転車の通行の安全性」。

会長

そこは手を入れてください。

ほかにご意見はございませんか。では、市街地再開発に移りたいと思います。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんか。

委員

最後の行の「適切な助言を行なわれたい。」ですが、この助言がなかなか浸透しないというお話が先ほどからずっと出ていましたので、「継続的に」とか、何かそういう言葉を一言でも入れてくださればと思います。

会長

ただいまのご意見、追加なり何なり、そんなんは要らんとかいうのはございませんか。
特にないようでしたら、委員のご意見を文章化していただいて。

委員

「魅力ある商業施設」というのは、先ほどの対面販売みたいなものですか。

会長

それだけではなくて、とにかくお客さんが来るようなというので。

事務局

地元の方の要望の多いもの、飲食店街も要望されていますし、そういったあたりだと思えます。基本的には、おっしゃるように、現在廉売市場で対面販売がありますので、そういったところは今やっている事業者が継続していくということでございます。

委員

何かそんな言葉が入ると、もう少し生き生きとしてくるような気がするんですが。せっかくですから、言葉が入りませんか。

委員

私も、個人商店の活性化というのはこれのキーポイントだと思います。両サイドに大きなジャスコとか生協とかが入っておりますので、ここへ人が集まるのかどうか、非常に気がかりなんですね。何らかの、先ほど言いました経営コンサルタント的なアドバイザーのような、当然入られるとは思いますが、個人商店の活性というか、アイデアをさらに補助してあげるようなシステムがあれば非常にいいなと思います。

委員

それとあわせて、先ほどちょっと質問しましたが、住宅の分譲。これは、事業が始まって完成するのが5年、6年先ですね。大分住宅事情が変わっている可能性もあるし、住宅ローンの金利も今ほど安くはないかなという感じもしますので、その辺が事業を大

きく左右する部分だと思います。住宅事情等を見ながら事業がうまく運ぶような、その辺も一言どこかに加えて、そして先ほど言われたように「継続的な助言を」というふうになればいいのかなという感じがします。

委員

言葉として「防犯性」というのは問題はないのでしょうか。

委員

これは空き店舗が多くて暗いので、防犯上問題があるという流れで来ている言葉だろうなと思いながら、私もちょっとひっかかったんですが、多分そういうことで防犯性という言葉が出ているんですね。というふうに推論はできたんですけども、これは私もちょっと唐突な感じは確かにしました。

会長

特にこの地域は犯罪が多いとか何とかということは、今のところ報告はないと思うんですが。

委員

調書には空き店舗が多く暗いと書いてあるので、そこだろうなと推測はしましたが。

会長

「魅力ある商業施設」のところ、「対面販売の強化」を「等魅力ある」というような形で入れていただいて、「適切な助言」の前に「永続的な」とか。ディベロッパーが決まったらそちらに任せるというのではなしに、県としても公的な空間ということを考えて、そういう文言をちょっと加えていただいたらと思います。

委員

真ん中あたりに、「残された地域の活力はますます低下する傾向にある。」と。これは、垂水駅東地区と西地区が整備されたから、ここが低下しているという因果関係があるんですか。「地域」という言葉もまずいと思うんですね。こういう書き方よりも、「残された地区の活性化がますます重要になっている。」とか、こういう言い方の方がいいんじゃないですか。

会長

委員のご指摘のとおりだと思います。ここは直していただかないと。

委員

ますます低下しておるんです。廉売市場へ行っても、入り口の店舗すら閉めてますか

らね。だけど、今、委員が言われた方がいいです。建設的です。前向きだから。

委員

今、委員がおっしゃったのと同じポジティブな気持ちで考えれば、「防犯性」という言葉、これからせつかく魅力ある市街地をつくるのに、防犯性の向上というのは……。

「防犯性」という言葉は削除していいと思いますが。

会長

事務局、今のはよろしいですか。委員のご指摘、大事だと思いますので。ほかのところも、そういうものがないか、読み直しておいてください。

委員

言葉を教えていただきたいんですが、「歩道上空地」という言葉があると考えてよろしいんですか。どんなものか、私イメージがつかめないので、教えていただきたいんです。

事務局

補助の採択要件の中ではこういう言葉を使っているんです。実際は、建物の周囲に、いわゆる歩道ですが、公共施設としての位置づけではないんですけれども、空地をとっているということです。

委員

空地というのは何も使わないところですね。

事務局

そうです。ですから、敷地のところから建物の壁面を後退した部分を空地として確保していると。

委員

一般にいう公開空地のようなものですか。それだったら公開してますね。使わないのは空地で、公開空地という表現は使っている部分のことですね。本来は、所有権は移っていないけれども、その部分を所有者が公共のために提供しているという、そういう空地。だから、道路には指定できないけれどもと。

事務局

そういうことです。

委員

ボーナスをもらったりする理由でもあるので。

委員

そういう言葉があるのかだけ確認したかったんです。

会長

私も初めて気がつきました。要は、その人が植木鉢を並べたりしている場所ですわね。

委員

公開空地は、建ぺい率や容積率の割り増しがありますから、それはあけないといけない。困ってはいけない。

事務局

基本的にはオープンスペースで、不特定多数の人に使っていただいても構わないというイメージですが、極めて技術的用語みたいな感じでして、一般的ではないですね。

委員

そうですね。読む人が読んでわかるという言葉だと、ちょっと不親切かなと思いましたので。

会長

先ほどもご指摘がありましたように、読んだ人が理解できないという言葉は避けた方がいいと思います。

ほかにはないようでしたら、県営住宅に移りたいと思います。よろしゅうございますか。では、県営住宅。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんか。

委員

後ろの方、「幼少児の安全なコミュニティづくり等に役立つようなユニバーサル社会の構築に向けて」云々と、「ユニバーサル社会の構築」というのをどこかに入れておいたらどうでしょうか。県の中で半分ぐらいは今、ユニバーサル社会ということを盛んに

言っているんですけども、公共事業等には余り使っていないので、一つぐらい使っておかないと格好悪いんじゃないかと思います。

会長

ただいまご指摘がありました行、どこかに点を入れないと、どれがどれにかかっているかわかりにくいんですが。

委員

本当は高齢と少子は別々だけれども、両方ともにかかって、しかもすべての人に優しいユニバーサルデザインを中心とした設計ということですよ。だから、上手に入れ込んでください。

会長

今ご指摘のありましたところ、文章を直してください。

事務局

検討させていただきます。

委員

一番上の「居住水準が低い」という言葉は、ちょっとわかりにくい。住んでいる人の生活レベルが低いのかなというイメージができてしまって、ちょっと失礼な感じ。これは、建物の居住性が悪いということですかね。

委員

面積も小さいし。

会長

上の5行にも、丸をどこかに入れないとね。

事務局

ここももう一度考え直させていただきます。

委員

せっかく屋上緑化のことを議論したのだから、公営住宅と屋上緑化の関係というのをどこかへ書いておくといいんじゃないでしょうか。

会長

屋上緑化だけではなく、ソーラーパネル等を利用した防犯灯とか。せっかく考えておられるんですから。

委員

先進的にやるんじゃないんですか。特に屋上緑化、住民が使うわけでもないでしょう。

事務局

オープンスペースにはしていないんです。

委員

オープンスペースにはできないでしょう。屋根の上になかなか上がれないんじゃないかな。そうしますと、下から見ていたら何にもわからないですね。要は省エネのためにやるわけでしょう。だから、ここは屋上緑化をやってますといったことを看板にも書いて、省エネのためですというPRもしないといかんぐらいのことじゃないですか。ちょっと屋上緑化についての積極的な考え方を……。

事務局

それは考えさせていただきます。住宅の案内標示の中に、そういったものもモデル的にやっているということで、パースを入れるなり。

会長

今ごろ質問するのはおかしいんですが、ペットの問題はどうなんですか。何か考えておられますか。やっぱりペットは禁止ということで行きますか。

事務局

ペットの問題については、震災復興直後、三番町で自治会の総意のもとにやった例はございますが、基本的に、ペットを持っている人と持っていない人との間の不協和音が非常に高く、それ以後、積極的にまとまってできているという状況にはないんです。ただ、民間のマンションなどを見ますと、そういう傾向は徐々にふえてきているという事実がございますので、自治会のそういった問題への対応能力等を見ながら、今後進めていく部分があれば考えていきたいと思います。

会長

公営住宅というのは、低所得というと悪いですけれども、それがありますから……。

事務局

住宅管理にはいっぱい課題がありまして、ペット問題も震災後、特に提起された課題になっております。今、検討課題で重要なんですけれども、なかなか悩み深いところがございますので、もう少し検討させていただきたい。基本的には今、原則禁止にしており

ます。

会長

私もその方がいいと思います。

事務局

高齢世帯が45%を超えるような入居率の団地は、ある程度認めてほしいという意向も強うございます。ただ、先ほども出ましたが、高齢の世帯ばかりを余り勧めたら、自治会活動も地盤沈下するので。子育てとか、あるいは新婚世帯も一定ウエートで入ってもらわないと、自治会活動自体も進まないということもございます。極めて悩ましい、難しい問題で、もう少し検討させていただきたいと思っております。

委員

3行目に「地域づくり」と書いてございますが、このイメージですと団地の外も含めてととれてしまいます。ここでは、それを目指しているのではなくて団地内のコミュニティだと思しますので、ちょっと大き過ぎるのではないかと思いました。

事務局

コミュニティプラザといいまして、集会所とは言っていないんです。復興直後、こういったコミュニティプラザをたくさん団地ごとにつくってきましたが、これは周辺の人にも開放するという前提で、団地のコミュニティだけではなくて、地域的なコミュニティの形成を考えていけるような余地も含めて、こういう言葉を使って開放してきているのが事実でございます。

会長

だから、ここで考えておられるのは、単に団地だけではなくて、団地周辺の何丁目まで含めたようなものを団地の中へつくる。

委員

そうであるならば、そこをはっきりと書いた方がいいような気がしますね。団地外の住民との交流を図るといったことをきちんと書いた方が、わかりやすいのと違いますか。

会長

内外の交流を図るということも入れていただいた方が、わかりやすいかと思います。

委員

公営住宅だから、余計にそれを強調しておいた方が意味が出てきますね。

会長

ほかにございせんか。 ないようでしたら、最後、これは問題ないと思いますが、文章のこともありますので、八鹿ダムについて。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

これは中止か休止かというのでご議論いただいたところですが。

委員

これは、やりたいんだけど、やむを得ずやめますという行政側の意思がめちゃくちゃに出過ぎていて、この審査会の議論としては、やむを得ないと言わずに、割に簡単に休止妥当と言ったと思うんです。だけど、行政側としては本当はやりたいんだというのが物すごく出ているけれども、そこまで出さなくてもいいのと違うかと。ちょっとそれが見え見えになっている文章で、だれが書いたのかということが即わかりそうな。

会長

これは養父市は中止としているので。

事務局

これは決してやりたいダムではないんです。ご指摘がありましたように、将来的に安全度を高めるためには必要のあるダムなんですけど、それで中止と言わずに休止と言わせていただいているだけでございまして、当面やる必要もございませんし、「やむを得ない」ではなしに「休止が妥当である」ということで結構かと思います。

会長

「妥当である」というよりも、もっときついんですが。

事務局

「休止する」だけでいいかもわかりませんね。何も言わないで。

会長

今後、台風の影響などで再検討しなければならないことがあるかもしれませんが。

委員

それで、「必要性は変わらないものの」と書いてありますけれども、必要性の順位が変わったんでしょう。「必要性はあるものの」ですね。必要性はあるんだけどもということ、「変わらない」という言い方よりも「あるが」というぐらいに軽く書いておいた方が、今おっしゃったことの意味も通るのではないかと思います。

会長

そこら辺は文章を直していただきたい。

今後の進め方ですが、途中で申し上げましたように、もう一度文章に手を入れまして、私に見せていただいて、こんなところかというのができたら、今日欠席の委員初め皆さんにお送りして、そして最終的にご意見をいただいて知事へのお答えとしたいと思います。その辺の日程につきましては、事務局の方から。

事務局

どうもありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえて審査結果を修正いたしまして、各委員にもう一度確認いただいた上で、朝日会長から県の方に提出していただくことにしたいと思います。提出していただいた後、その足で記者発表もお願いしたいと思っております。日程や場所は、会長と相談して決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

いつごろになりそうですか。

事務局

修正して、やりとりして確定して、それから日程を決めていきますので、多分24日の週ぐらいになるかと思います。

会長

もしよろしければ、ご同席いただいたらと思います。

事務局

時間、場所等が決まりましたら、各委員にお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で春のシリーズが終了するわけですが、秋の審査会は9月ごろからを考えたいと思っております。昨年度と同様に、継続事業の審査、それから現地調査等も予定してお

りますので、よろしくお願いいたします。

お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。今日で春のシリーズの審査会、一応終了いたしますので、県を代表いたしまして、県土整備部長からごあいさつ申し上げます。

3 県土整備部長あいさつ

4 閉 会